

松江市道路附属物長寿命化修繕計画

松江市都市整備部

令和8年4月

1. はじめに

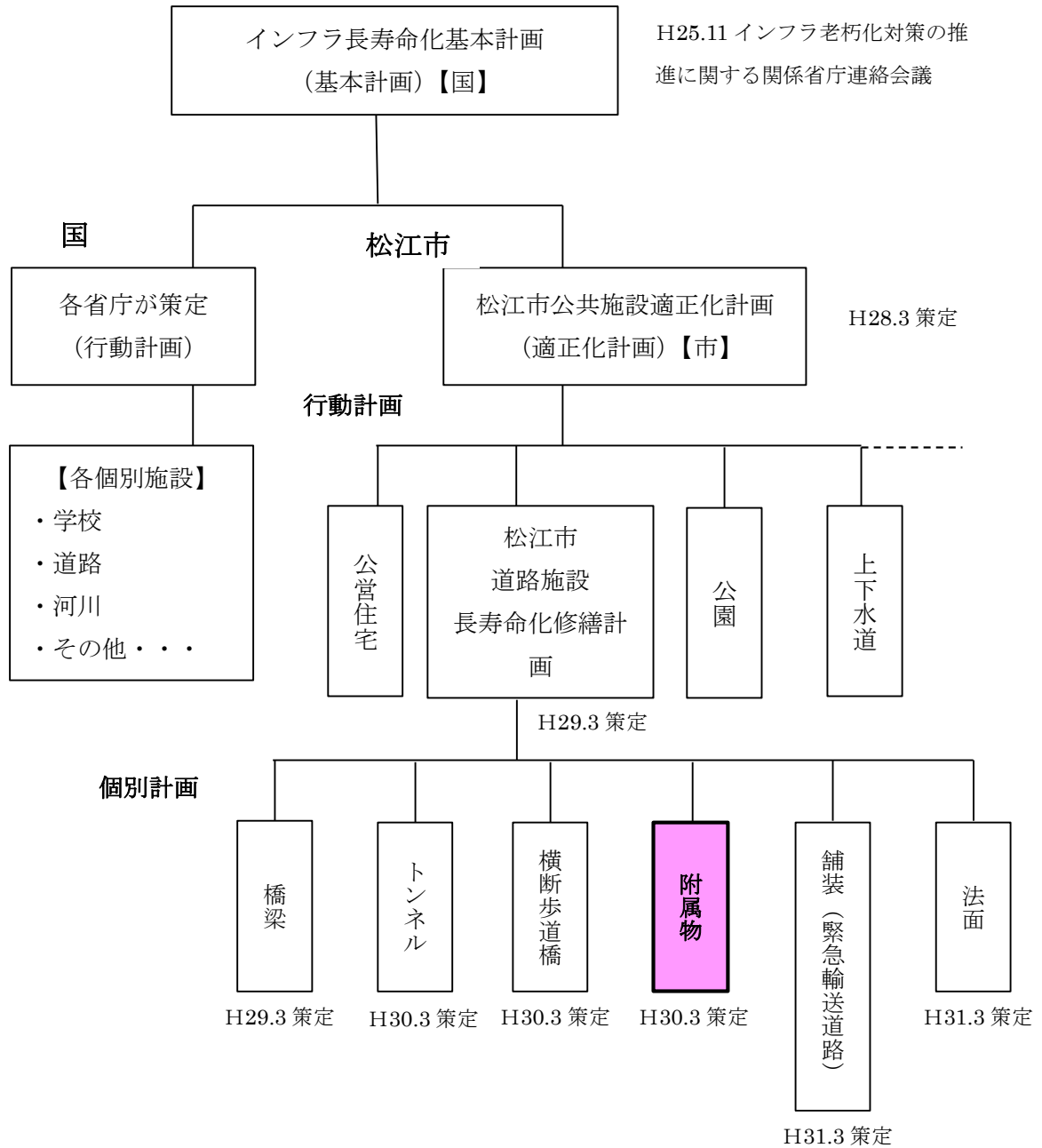
(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本市においては、「松江市公共施設白書」(平成25年6月)の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」(平成26年9月)を策定し、この方針に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画(松江市公共施設等総合管理計画)」(以下「適正化計画」という。)を策定しました。この適正化計画では、松江市が管理するインフラを含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。またインフラ施設のうち、特に道路施設について「松江市道路施設長寿命化修繕計画」(以下「長寿命化計画」という)を策定したところです。

本計画は、この長寿命化計画に基づき、道路附属物における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。(図1参照)

図1 松江市道路施設長寿命化基本計画体系図



(2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、松江市が管理する道路法第2条第2項に規定する道路の附属物（以下、「附属物」という。）のうち、門型の道路標識、情報板以外を対象とします。

(3) 計画期間

10年に1度の詳細点検サイクルを踏まえ、本計画の期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

ただし、附属物の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状と課題

(1) 管理施設の現状

松江市では、令和8年3月31日現在、表1のとおり附属物を管理しています。

表1 主な施設数 (R8.3.31現在)

区分	施設種別		
	標識	照明施設	道路反射鏡
	[基]	[基]	[基]
橋北	354	967	1477
橋南	331	1010	1439
小計	685	1977	2916
鹿島	59	34	253
島根	21	50	131
美保関	24	25	194
八束	80	152	170
八雲	93	113	358
玉湯	95	115	330
穴道	129	130	332
東出雲	329	136	370
小計	830	755	2138
合計	1515	2732	5054

(2) 附属物の現状

松江市の管理する附属物のほとんどは、台帳や図面等の資料が不完全であり、設置以来1度も点検を実施していない施設もあります。

要対策施設が住民からの通報等で判明するものも多く、緊急度の高いものから優先的に修繕・更新を行っていますが、追いついていない状況です。

(3) 附属物の点検実績

標識、照明施設および反射鏡の点検実績は、表2～表4のとおりです。

表2 標識の点検実績 (R8.3.31現在)

実施年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
点検数 (基)	407	0	0	0	141	373	98	143	180
累計(基)	407	407	407	407	548	921	1019	1162	1342
完了率 (%)	25	25	25	25	34	57	66	76	89

※1. 点検方法は、詳細点検。

表3 照明施設の点検実績 (R8.3.31現在)

実施年度	R4	R5	R6	R7
点検数 (基)	212	76	83	117
累計(基)	2768	76	159	276
完了率 (%)	100	3	6	10

※1. 点検方法は、詳細点検。

※2. R4年度で1巡目の詳細点検が終了。

※3. R5年度から2巡目点検 (R5～R14)

表4 反射鏡の点検実績 (R8.3.31現在)

実施年度	R6	R7
点検数 (基)	210	195
累計(基)	210	405
完了率(%)	4	8

※1. 点検方法は、地上目視点検。

※2. R6年度から2巡目点検 (R6～R15)

3. 附属物の維持管理の基本的な考え方

附属物の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築します。

（1）附属物管理の基本方針

附属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

（2）管理施設の種類

附属物に生じる事象の区分に応じて分類します。（表 5、図 2 参照）

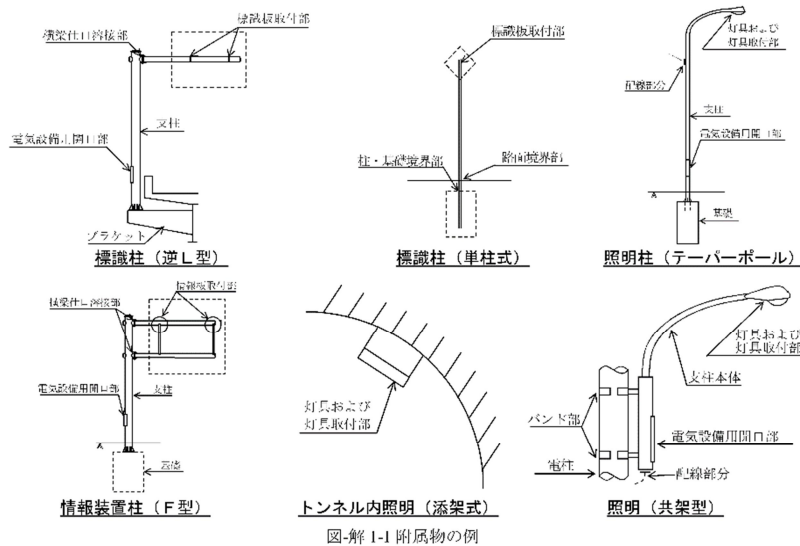
表 5 附属物の種類毎の分類区分表

代表的な附属物の種類		区分	事象
標識	F型、逆L型、T型及び高所に設置された共架型、単柱式又は複柱式	主に片持ち式の附属物（以下、「片持ち式」という）	落下、転倒事象の恐れがある附属物
	単柱式、複柱式（片持ち式に分類したものは除く）、共架型	主に路側式の附属物（以下、「路側式」という）	転倒事象の恐れがある附属物
照明施設	逆L型、Y型、直線型、共架型	主に片持ち式の附属物（以下、「片持ち式」という）	落下、転倒事象の恐れがある附属物
	フットライト	主に路側式の附属物（以下、「路側式」という）	転倒事象の恐れがある附属物
道路反射鏡	単柱式、共架型	主に路側式の附属物（以下、「路側式」という）	転倒事象の恐れがある附属物

図 2 附属物の主な種類毎の図解



出典：小規模附属物点検要領（国土交通省道路局 H29.3）



図解 1-1 附属物の例

出典：附属物（標識、照明施設等）点検要領（国土交通省道路局 H31.3）

(3) 点検方法・点検頻度

- 1) 単独で設置された附属物の点検の方法及び頻度は、表 6 のとおりとします。

表 6 点検の方法及び頻度

区分	点検方法	点検頻度
片持ち式	詳細点検	10年に1度
	中間点検	5年に1度 (詳細点検の補完のために中間的時期に実施)
		巡視の機会を通じた状況把握
路側式		巡視の機会を通じた状況把握

- 2) 橋梁・トンネル・横断歩道橋等に添架された附属物
 本体点検と同時に点検を行います。(5年に1度、詳細点検)

(4) 診断

1) 対策の要否の判定

点検の結果、構造物の損傷状況を把握したうえで、点検部位毎、損傷内容毎の対策の要否について判定を行います。

4. 対策の優先順位

(1) 補修計画の方針

損傷状況、第三者等への被害の深刻度、路線の重要性等を考慮し、修繕や交換の優先順位を決定します。

(2) 優先順位

点検の結果、重要な路線に設置されており早急に本体を撤去する必要があると判定された附属物を最優先に修繕等を行い、続いて部材を交換する必要がある等と判定された附属物の修繕等を実施します。

点検・詳細調査・修繕等によって適宜優先順位の見直しを行います。

5. 附属物の状態、対策内容、実施時期

令和7年度までの点検・修繕等の結果、措置が必要な個所は表7～表9のとおりです。

表7 標識の点検・修繕等結果 (R8.3.31現在)

管理数量	点検結果			
	対策不要		対策必要	計
	損傷なし	損傷が認められる		
1,515	610	629	22	1261

表 8 照明施設の点検・修繕等結果 (R8. 3. 31 現在)

管理数量	点検結果			
	対策不要		対策必要	計
	損傷なし	損傷が認められる		
2,732	1,659	843	230	2,732

表 9 道路反射鏡の点検・修繕等結果 (R8. 3. 31 現在)

管理数量	点検結果			
	対策不要		対策必要	計
	損傷なし	損傷が認められる		
5,054	2,651	2196	207	5,054

6. 記録

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。

7. 対策費用

個々の附属物の健全度を考慮した効率的な措置を行います。

前述の「5. 附属物の状態、対策内容、実施時期」に基づいた措置を行い、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。

8. 道路附属物長寿命化修繕計画と SDGs



車、歩行者、自転車等が道路を安心して利用できる施設修繕を進めることにより「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献します。

9. 計画策定窓口等

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

松江市都市整備部建設総務課計画調整係 TEL(0852)55-5397

松江市道路附属物長寿命化修繕計画

平成 29 年 3 月 策定

平成 30 年 3 月 一部改訂

平成 31 年 3 月 一部改訂

令和 4 年 3 月 一部改訂

令和 4 年 12 月 一部改訂

令和 5 年 3 月 一部改訂

令和 6 年 3 月 一部改訂

令和 7 年 5 月 一部改訂